

《消費税軽減税率対策窓口相談等事業》

消費税軽減税率制度の導入・税率引き上げに備えた

「キャッシュレス化対応 & WEB活用エリアマーケティング」 セミナーのご案内

消費税率の引き上げや軽減税率制度の導入に伴い、2019年10月1日以降2020年6月までの間、消費者のキャッシュレスの支払いに対して、ポイント還元が実施される予定となっております。

ポイント還元率は、中小の個別店舗には5%、フランチャイズチェーン加盟店には2%となっており、ポイント還元を目的に新たな来客が見込まれるかもしれません。

また、コスト面でも新たにキャッシュレス決済端末を導入する場合、基本的に自己負担なしで入手でき、決済手数料も期間中は3.25%に抑えられ、さらに期間中は国が決済手数料の1/3を負担します。

昨今では従来から一部で利用されていたクレジットカードの他、電子マネーやQRコード等現金以外での支払いも徐々に浸透しており、今後、現金しか使えないお店は販売機会の喪失に繋がるかもしれません。

「キャッシュレス決済は面倒そう」とお考えの方も、キャッシュレス・消費者還元事業実施期間中は、お試しのつもりで導入して頂き、自店に合わなければ利用を止めて頂くことも可能です。

その他、近年ではスマホ等情報端末の所有率の増加・情報機器の低価格化・無料ソフトの増加等により、以前では専門家により多額の費用を要していた「エリアマーケティング」(地域・顧客の特徴を考慮した販売戦略)が情報端末により簡単にできるようになりましたので、こちらの説明も併せて行います。

消費税率引き上げや軽減税率制度導入に伴う購買意欲の低下などに対応したいとお考えの中小店舗の皆様方にぜひご参加頂き、今後の企業経営の一助としてご活用頂ければ幸いです。

● 日 時 令和元年 5月23日 (木) 16時～18時

● 場 所 阿南商工会議所 研修室

● 講 師 H a L consult.net 中小企業診断士 (旧情報部門登録)

日出 晴夫 氏

カリキュラム — — — — —

- ・消費税率の引き上げ・軽減税率制度について
- ・何故、今、ITなのか?・電子マネーとは?
- ・キャッシュレス事情 (メリットとデメリット)
- ・キャッシュレス消費者還元事業
- ・エリアマーケティングとは
- ・キャッシュレス決済とエリアマーケティングを活用した販売促進活動について
- ・各種支援策の紹介 (IT導入補助金・持続化補助金)

受講無料



参加希望の方は、5月21日(火)までに、当所へ電話(22-2301)、または、下記の申込用紙をご記入の上、FAX(23-5717)にてお申し込み下さい。また、E-mail(anancci@anancci.or.jp)でもお申込できます。

参加申込書

阿南商工会議所 中小企業相談所 行 (FAX 0884-23-5717)

事業所名 :

参加者名 :

電話番号 :

FAX番号 :

ご記入頂いた個人情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。